地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが行う情報公開事務 に関する要綱

平成 2 2年 1 0月 1日 2 2健総第 3 8 3 4号 平成 2 6年 4月 1 日改正 2 5健総第 5 4 0 9号 平成 2 7年 4月 1 日改正 2 6健総第 11551号 平成 2 9年 1 0月 1 日改正 2 9健総第 2 6 0 1号 令和 4 年 4 月 1 日 3 健総第 6 4 3 0 号 令和 5 年 1 2 月 6 日 5 健総第 4 7 6 8 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第38条の規定により、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(以下「法人」という。)が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(開示請求)

- 第2条 条例第6条第1項の規定に基づき開示請求をしようとするものは、開示請求書 (別記第1号様式)を法人に提出しなければならない。
- 2 開示請求書の受付は、経営企画局事務部において行う。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条各項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合につき、それぞ れ同表下欄に掲げる通知書とする。

条例第11条第1項の規定により公文書の全部を開示 する旨の決定をした場合	開示決定通知書(別記第2号 様式)
条例第11条第1項の規定により公文書の一部を開示 する旨の決定をした場合	一部開示決定通知書(別記第3号様式)
条例第11条第2項の規定により公文書の全部を開示しない旨の決定(条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	不開示決定通知書(別記第4号様式)

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合に つき、それぞれ同表下欄に掲げる通知書とする。

条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合	開示決定等期間延長通知書	
	(別記第5号様式)	
条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合	開示決定等期間特例延長通	
	知書(別記第6号様式)	

(事案移送通知書)

第5条 法人は、条例第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定 により事案を移送した場合は、事案移送通知書(別記第7号様式)により開示請求者に通 知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

- 第6条 条例第15条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、法人以外のもの及び都以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 2 法人は、条例第15条第1項又は第2項の規定により法人以外のもの及び都以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第8号様式)により通知するものとする。
- 3 法人は、条例第15条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(別記第9号様式)により反対意見書を提出した法人以外のもの及び都以外のもの又は第三者に通知するものとする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第7条 条例第16条第1項の規定により、電磁的記録(ビデオテープ、録音テープその 他の映像又は音声が記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)の開示 は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイ等映像又は音声の出力装置 に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記 録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写 したものの交付により開示を行うことができる。

(公文書の開示)

- 第8条 公文書の開示を受けるものは、公文書の開示申込書(別記第10号様式)を提出しなければならない。
- 2 法人は、開示決定を受けたもので公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。
- 3 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示 請求に係る公文書1件名につき1部とする。

(開示手数料)

第9条 条例第17の2の規定により、法人は開示請求者に対し、別表の定めるところにより開示手数料を徴収する。

- 2 法人が公文書を開示するため条例第11条1項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じないときは、再度、当該指定した日から14日以上の日をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応じるよう催告し、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したとみなす。この場合において、開示請求者が公文書の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する。
- 3 法人は、開示決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で法人が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にするべきであると判断するときは、当該文書その開示に係る開示手数料を減額し、又は免除する。
- 4 前項に規定する場合のほか、理事長が特別の理由があると認めるときは、開示手数料を免除することができる。
- 5 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるとき は、その全部又は一部を還付することができる。

(公示方法)

- 第10条 条例第17条第3項に規定する不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 一 東京都公報への登載
 - 二 法人又は東京都の発行する広報紙又は広報誌への掲載
 - 三 法人又は東京都での閲覧
 - 四 印刷物の配布
 - 五 インターネット等による自動送信(インターネット等の利用により都民等からの求めに応じて自動的に送信することをいう。)

(審査会に諮問した旨の通知)

第11条 法人は、条例第20条の規定により東京都情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した場合は、審査会諮問通知書(別記第11号様式)により、条例第22条 各号に掲げるものに通知するものとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

- 第12条 条例第28条第1項の規定に基づき審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧 又は写しの交付を請求しようとするものは、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書 (別記第12号様式)を法人に提出しなければならない。
- 2 法人は、前項の規定により審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、審査会提出資料等の閲覧等の承認について(別記第13号様式)、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について(別記第14号様式)又は審査会提出資料等閲覧等の不承認について(別記第15号様式)により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

(情報の公表)

第13条 条例第35条第1項に規定する公表は、法人が設けるインターネット等による自動送信をして行うものとする。

(文書の管理)

第14条 法人は条例第41条第1項に規定する「文書検索目録」(別記第16号様式)を 作成し、適正に管理するものとする。 附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表(第8条関係)

文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真		写し(単色刷り) 1枚につき10円	写しの交付のとき。
		写し(多色刷り) 1枚につき20円	写しの交付のとき。
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記	写しの交付のとき。
		録を複写した光ディスク(日本工業規格XX	
		0606及びX6281又はX6241に適合する直径12	
		0ミリメートル再生専用型光ディスクの再	
		生装置で再生が可能なものに限る。以下同	
		じ。) 1枚につき100円	
フィルム	マイクロフィルム	印刷物として出力したもの(単色刷り)	写しの交付のとき。
		1枚につき10円	
		印刷物として出力したもの(多色刷り)	写しの交付のとき。
		1枚につき20円	
電磁的記録	ビデオテープ	複写したビデオテープ1巻につき290円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複写した録音テープ1巻につき150円	写しの交付のとき。
	その他の電磁的記	印刷物として出力したもの(単色刷り)	写しの交付のとき。
	録(パーソナルコ	1枚につき10円	
	ンピュータで作成	印刷物として出力したもの(多色刷り)	写しの交付のとき。
	されたものに限る。)	1枚につき20円	
		複写したフロッピーディスク	写しの交付のとき。
		1枚につき100円	
		複写した光ディスク	写しの交付のとき。
		1枚につき100円	

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては、印刷物として出力 したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるも のとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列 3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算出する。
- 3 この表に掲げる方法によりがたい場合は、別途、理事長が決定する。